

# 音声教材について

令和5年度  
音声教材普及推進会議  
文部科学省初等中等教育局教科書課

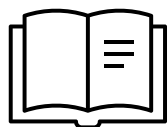


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 教科用特定図書等について

検定教科書など

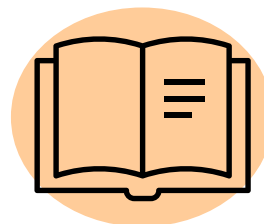


児童生徒

読むのが  
難しい...

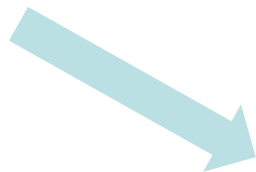


検定教科書の代わりに  
**拡大教科書**や**点字教科書**  
を使用

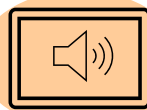
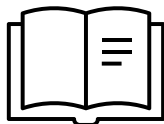


児童生徒

大きな文字や  
点字で読める!



教科書に加えて  
**音声教材等**を使用



児童生徒

音声教材が  
読む助けになる!



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (平成20年6月18日公布、同年9月17日施行)

## 目的(第1条)

- 教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等を図る
- 児童生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる学校教育の推進に資する

## 教科用特定図書等の定義(第2条)

- 視覚障害のある児童生徒の学習の用に供するため、文字、図形等を拡大して検定教科書を複製した図書 → 拡大教科書
- 点字により検定教科書を複製した図書 → 点字教科書
- その他障害のある児童生徒の学習の用に供するため、作成した教材であって検定教科書に代えて使用し得るもの → 音声教材等

# 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律 (平成20年6月18日公布、同年9月17日施行)

## ①教科書デジタルデータの提供(第5条関係)

- 教科書デジタルデータの文部科学大臣等※への提供を、教科書発行者に義務づけ
  - 提供されたデジタルデータは、ボランティア団体など教科用特定図書等の作成者に提供
- ※「文部科学大臣等」:文部科学大臣又は文部科学大臣が指定する者

## ②標準的な規格の策定・公表(第6条関係)

- 文部科学大臣は、教科用特定図書等について、標準規格を策定・公表
- 教科書発行者は、標準規格に適合する教科用特定図書等を発行する努力義務

## ③教科用特定図書等の無償給与(第10条~第16条関係)

- 小中学校の通常学級における教科用特定図書等の無償給与について法定化
- 標準教科用特定図書等の需要数報告について法定化

※平成21年度において使用される検定教科書及び教科用特定図書等から適用

特別支援学校・学級に在籍する児童生徒と同様に、無償給与可能となった

# 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト

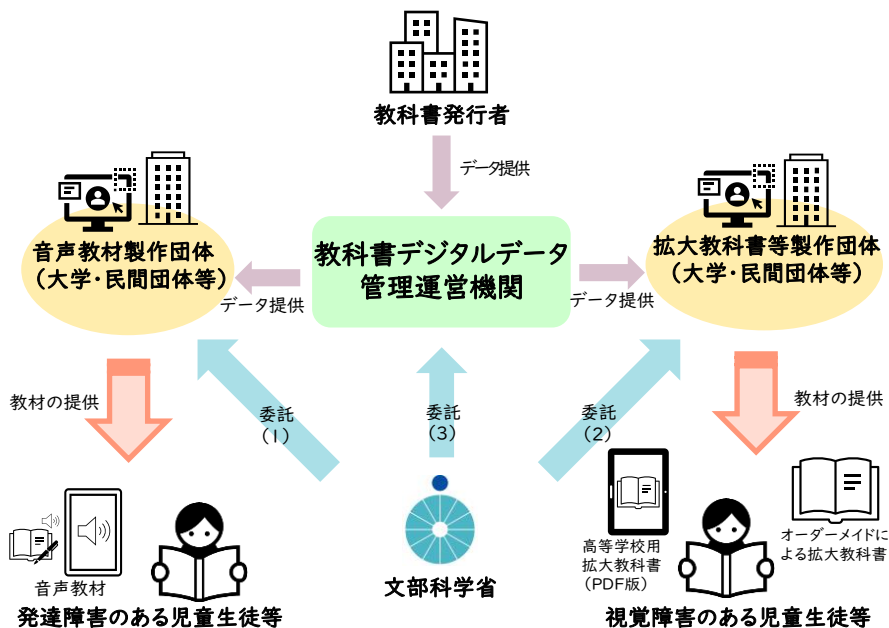
令和6年度要求・要望額 274百万円  
(前年度予算額 263百万円)



文部科学省

## 趣旨

「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」等を踏まえ、発達障害や視覚障害等のある児童生徒が十分な教育を受けられる環境を整備するため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法等や高等学校等における拡大教科書の普及促進等について、実践的な調査研究を実施するなど、障害のある児童生徒の自立・社会参加の加速化に向けた特別支援教育の一層の強化に取り組む。



## (1) 障害のある児童生徒のための教科書デジタルデータを活用した音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究 135百万円(133百万円)

- 音声教材の効率的な製作方法及び普及促進に関する調査研究  
音声教材について、効率的な製作方法及び提供方法等を開発。成果物である音声教材を、必要とする児童生徒等へ提供。
- 音声教材普及推進会議  
教育委員会等を対象とした会議を開催し、音声教材の普及推進を図る。

## (2) 高等学校等における拡大教科書の普及促進等に関する調査研究 21百万円(21百万円)

- 特別支援学校高等部等における教科書デジタルデータ活用に関する調査研究  
高等学校において、タブレットPCなどの情報端末においてPDF形式の教科書デジタルデータを活用し、拡大教科書と同等に使用しうるための諸条件等に関する調査研究を実施。成果物である高等学校用拡大教科書(PDF版)を、必要とする生徒等へ提供。

## (3) 教科書デジタルデータ提供等推進事業 118百万円(110百万円)

- 教科書デジタルデータの変換・管理運営  
教科書発行者から教科書デジタルデータの提供を受け、データ形式の変換等を行った上で、拡大教科書や音声教材等を製作する団体へ提供。

## 成果

- 拡大教科書、音声教材等の製作の効率化により、製作団体等の負担を軽減し、児童生徒へ着実に教材を提供。【上記(1)~(3)】
- 音声教材等について、普及推進会議により学校・教育委員会等へ周知徹底。発達障害等のある児童生徒が音声教材にアクセスしやすい環境を整備。【上記(1)】
- 高等学校等における拡大教科書(PDF版)の普及促進。【上記(2)】

# 発達障害のある児童生徒の学習上の困難さについて

発達障害のある児童生徒については、

- ・「読む」「書く」「聞く」「計算する」などの学習に必要な能力の習得が困難
- ・同世代の児童生徒に比べて著しく注意力がない
- ・同世代の児童生徒に比べて著しく多動性・衝動性がある

など、一人一人について障害の状態が異なり、教科学習等に大きな困難を抱えている。

## 【読むことが困難な例】

知的や視覚・聴覚に問題はないが、文字が右のように見えるケースがある。

その他、

- ・長い文章を正確に早く読むことが困難
- ・音読が遅い
- ・逆さ読みをする  
「36」→「63」など
- ・字の形を混同する  
「はし」→「ほし」など

思い出して下さい。あなたのクラスにこんな字はいませんでしたか。黒板をノートに写し取るのに時間がかかる子。ノートのマスから文字がはみ出してしまふ子。本読みがつまりつまりでしか読めない子。きつといたことと書いていたのではありませんか。それとも、がんばっていたのだけれどそうなっていたのではありませんか。

文字がにじんで見えたり、

文字がゆらいで見えたり、

鏡文字となって見えていたり、

かすんで見えていたりします。

# 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする 児童生徒に関する調査結果(令和4年)

表4 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から、「学習面、行動面の各領域で著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合

<小学校・中学校>	推定値	(参考)平成24年調査
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	2.5%	1.7%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	3.5%	2.4%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	3.4%	2.3%
「不注意」の問題を著しく示す	3.6%	2.7%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	1.6%	1.4%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.7%	1.1%

<高等学校>	推定値
「聞く」又は「話す」に著しい困難を示す	0.5%
「読む」又は「書く」に著しい困難を示す	0.6%
「計算する」又は「推論する」に著しい困難を示す	0.6%
「不注意」の問題を著しく示す	0.9%
「多動性－衝動性」の問題を著しく示す	0.2%
「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	0.5%

※ 本調査は、学級担任等による回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる判断や医師による診断によるものではない。  
従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意する必要がある。

詳細な調査結果はこちら↓  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2022/1421569\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm)

## 音声教材とは

- 発達障害等により、通常の検定教科書で使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材。

※視覚障害や肢体不自由等、発達障害以外の障害であっても、「障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難\*」である場合には提供の対象となる。

\*著作権法第33条の3第1項

- 文部科学省から委託を受けた団体等が製作し、読み書きが困難な児童生徒等に、原則として無償で提供している。
- 教科書の内容を音声で読み上げるほか、読み上げる箇所のハイライト表示や文字の拡大縮小をはじめ、教材によって様々な機能・特色がある。児童生徒の困難の状況に合った教材を選択することが可能。



# 音声教材の概要

※令和5年度「音声教材の効率的な製作方法及び普及促進に関する調査研究」  
受託団体によるもの

## マルチメディアデージー教科書 (公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会)

<https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>

### ○主な特徴:

専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。  
音声、本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。  
音声は肉声及び合成音声。

**視覚と聴覚から同時に情報が入り内容理解がしやすい。**

小学校・中学校の教科書を中心に作成。

○Windows, iOS, Android, Chromeで使用可能。

○利用者実績:19,588人(令和4年度)



## ペンでタッチすると読める音声付教科書

(茨城大学)

<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>

### ○主な特徴:

パソコンやタブレット等のICT端末は使わず、**紙冊子と音声ペン**で使用する。

紙冊子は通常の教科書と見た目がほぼ同じで、鉛筆等で書き込み可能。

持ち運びしやすく、小学校低学年でも簡単に一人で操作できる。

音声ペンで文字をタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。

音声は肉声。小学校・中学校の国語・社会の教科書を中心に作成。

○利用者実績:834人(令和4年度)



## AccessReading

(東京大学先端科学技術研究センター)

<https://accessreading.org/>

### ○主な特徴:

**Microsoft Wordや電子書籍リーダーのアクセシビリティ機能を使用する。**

本文等テキスト、挿絵等の図版を含む。読み上げは合成音声。

文字の大きさ、色の変更、ハイライト機能など、アプリの機能で様々な調整が可能。

小学校高学年・中学校・高校の教科書を対象。

○Microsoft Wordまたは電子書籍リーダーが使用できるOSで使用可能。

○利用者実績:213人(令和4年度)



## UD-Book

(広島大学)

<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/onsei/index.html>

### ○主な特徴:

専用のアプリケーションまたは端末のブラウザ機能(オンライン)で使用する。

**固定表示(原本教科書に似せた表示)・行移表示(文字だけの表示)**の両方で、テキストを合成音声で読み上げる。固定表示・行移表示を同時に表示することや、固定表示では見開き表示をすることが可能。ハイライト機能、ルビ表示機能等あり。

小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

○Windows, iOS, macOS, Chromeで使用可能。

○利用者実績:215人(令和4年度)



## 音声教材BEAM

(NPO法人エッジ)

<https://www.npo-edge.jp/use-edge/beam/>

○主な特徴:**音声のみの教材**(テキストや挿絵等の図版はなし)。

MP3を再生できる全ての機器(パソコンやタブレット、スマートフォン、ICレコーダー等)で使用可能。音声は、肉声に近い合成音声。

データ容量が軽く、操作が簡便で、耳からの情報に集中できる。

小学校・中学校の国語・社会、中学校の理科、高等学校の国語・社会を中心に作成。

○利用者実績:187人(令和4年度)



## UNLOCK

(愛媛大学)

<http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/unlock/index.html>

### ○主な特徴:

**パソコン・タブレット端末か音声ペンでの利用を選択可能。**

音声ペンの場合、紙の教科書に再生用シールを貼って使用する。パソコン・タブレット端末の場合、音声データ(MP3)とテキストのPDF・EPUBを提供。

音声は合成音声。児童生徒の障害特性や状態によっては、音声の種類(男女の声質・話し方)・再生速度の選択を相談可能。

小学校・中学校・高等学校の教科書を対象。

○利用者実績:83人(令和4年度)



## 使用方法・ 対応OS

Windows, iOS, Android, Chrome

アプリケーションによる再生 (ダイジーポッド、ChattyBooks、いーリーダー、しゃべる教科書、ボイスオブダイジー5)、ブラウザ再生

## 教材の構成

テキスト、挿絵、音声

## 対応している 教科書

小学校 (全教科) 中学校 (全教科)

## 読み上げ 音声

肉声又は合成音声 (教材により異なる)

## その他の 機能

- ハイライト機能、ルビ表示 (総ルビ、教科書ルビ、学年段階ごと)、分かち書き (一部の教材で対応)、縦書き・横書きの変更、文字の拡大・縮小、文字色・背景色の変更 等
- 音声とテキストが同期し、画像も表示されることにより、視覚と聴覚から同時に情報が入り、内容理解がしやすい。
- 学習障害、発達障害をはじめ、多くの読みに困難をかかえている生徒に対応。

## サンプル

- 教材のサンプル <https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext.html>  
※上記ページの中ほどに公開しています。
- ブラウザ再生のデモ <https://mpf.jsrpd.jp/>  
デモ用アカウント情報 ログイン名:10025 パスワード:12345678

## その他の 情報

提供している教材リストを公開しています。

[https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext\\_r5.html](https://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/book/daisytext_r5.html)



## 使用方法・ 対応OS

Windows, iOS, iPadOS, macOS, Android, Chrome  
DOCX形式: Microsoft Word  
EPUB形式: iOSのブック、Android, ChromebookのGooglePlayブックス等

## 教材の構成

テキスト、挿絵

## 対応している 教科書

小学校(高学年)、中学校、高等学校  
(いずれも地図、書写を除く)

## 読み上げ 音声

合成音声(リーダーの読み上げ機能を使用)

## その他の 機能

- 文字の大きさ、色の変更、ハイライト機能など、使用するアプリの機能で様々な調整が可能。
- Word版とEPUB版の2種類を作成。パソコン等のアクセシビリティ機能を使用する。

## サンプル

<https://accessreading.org/sample.html>

## その他の 情報

- 提供している教材リストを公開しています(月に1度更新しています)。  
[https://accessreading.org/e-text\\_list.html](https://accessreading.org/e-text_list.html)
- 音声教材情報提供サイトを公開しています。  
<https://accessreading.org/aem/>



# 音声教材BEAM (NPO法人エッジ)

教材についての詳細: <https://www.npo-edge.jp/use-edge/beam/>

## 使用方法・ 対応OS

MP3を再生できる全ての機器(パソコンやタブレット、スマートフォン、ICレコーダー等)で使用可能

## 教材の構成

音声

## 対応している 教科書

小学校(国語・社会) 中学校(国語・社会・理科) 高等学校(国語・社会)

## 読み上げ 音声

肉声に近い合成音声

## その他の 機能

音声のみの教材であるため、データ容量が軽く、操作が簡便で、耳からの情報に集中できる。

## サンプル

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLURmXYpULEEsDUAKa7UHNKLWj6pON5MP8>

## その他の 情報

BEAMに関する情報をYoutubeでご覧いただけます。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLURmXYpULEEvmaghAChId7-3PZJn5IFIq>



# ペンでタッチすると読める音声付教科書（茨城大学）

教材についての詳細：<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/>

## 使用方法・ 対応OS

紙冊子と音声ペン（パソコンやタブレット等には使用しない）

## 教材の構成

通常の教科書と見た目がほぼ同じ紙冊子、音声ペン（SDカードにデータを格納）

## 対応している 教科書

小学校（国語・社会） 中学校（国語・社会）

## 読み上げ 音声

肉声



## その他の 機能

- 紙冊子には鉛筆等で書き込み可能。
- 持ち運びしやすく、小学校低学年でも簡単に一人で操作できる。
- 音声ペンで文字をタッチして読むことで意識が紙面に向き、能動的な読書になる。
- 拡大版も提供可能。

## サンプル

インターネット上でのサンプル公開はありませんが、申請を検討中の方を対象に、音声付教科書の短期貸し出しを行っています。

<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/rental.html>

## その他の 情報

- 提供している教材リストを公開しています。  
<http://apricot.cis.ibaraki.ac.jp/textbook/about.html>
- 初期費用として音声ペンの購入等が必要です。

## 使用方法・ 対応OS

Windows, iOS, macOS, Chrome  
アプリケーション(UD-Bookリーダー)(無料)による再生

## 教材の構成

テキスト、挿絵(全ての図表等)、音声  
固定表示(原本教科書に似せた表示)・行移表示(文字だけの表示)が可能

## 対応している 教科書

小学校 中学校 高等学校(それぞれ全教科)

## 読み上げ 音声

読み方を指定した合成音声

## その他の 機能

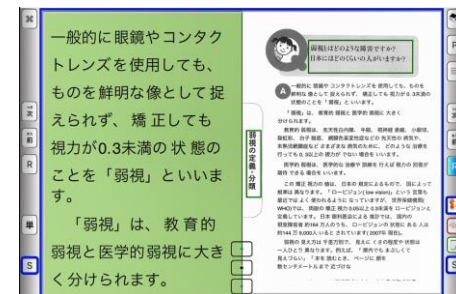
- 読み上げ、ハイライト機能、ルビ表示(総ルビ)、縦書き・横書きの変更、文字の拡大・縮小、フォントの変更、文字色・背景色の変更 等(固定表示は原本のレイアウトを保持するため一部機能に制限があります。)
- 固定表示、行移表示の同時表示。固定表示では見開き表示
- 線などの描き込み、テキストのメモ機能、ページ番号の指定表示等
- ハイライト領域サイズの長・短設定、音量・読み速度の設定 等

## サンプル

- 教科書ではない図書によるサンプル教材を提供しています。取得方法や使用方法等についてもホームページにて掲載しています。  
<https://home.hiroshima-u.ac.jp/ujima/onsei/3riyouthou.html>

## その他の 情報

- 導入時の読みの評価、導入後の授業での活用など音声教材の効果を最大化するための相談やサポートを実施しています。
- 令和5年度よりUD-Book(オンライン版)の提供を行います。



# UNLOCK (愛媛大学)

教材についての詳細: <http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/unlock/index.html>

## 使用方法・ 対応OS

Windows, iOS, iPadOS, macOS, Android, Chrome  
音声はMP3を再生できる全ての機器で使用可能

## 教材の構成

テキスト、音声

## 対応している 教科書

小学校 中学校 高等学校(それぞれ全教科)

## 読み上げ 音声

合成音声(基本的には女性の声。ただし、児童生徒の障害特性や状態によっては、男性・女性、明るい声・落ち着いた声の選択は相談可能。)

## その他の 機能

- パソコンやタブレット端末、音声ペンにより利用可能。
- 音声ペンの場合は、音声のみの教材(紙の教科書に再生用シールを貼って使用)。
- パソコンやタブレット端末にて利用する場合、音声データと、テキストを表示するPDF・EPUBを提供。
- 児童生徒の障害特性や状態によっては、音声の種類(男女の声質・話し方)・再生速度の選択を相談可能。

## サンプル

音声のサンプルを公開しています。  
各端末の紹介・使用方法等についてもホームページにて掲載しています。  
<http://treasure.ed.ehime-u.ac.jp/unlock/paper.html>

## その他の 情報

学内のインクルージブ教育相談事業と連携し、導入時の読みの評価・導入後の授業での活用など、利用者・学校へのサポートを実施しています。



# (参考) 主に視覚障害等のある児童生徒が活用する教材

※文字の拡大機能に重点を置いたもの

## PDF版拡大図書 (慶應義塾大学)

教材についての詳細: <https://psylab.hc.keio.ac.jp/app/UDB/>

使用方法・  
対応OS

iOS  
アプリケーション (UDブラウザ) (無料) による再生

教材の構成

テキスト、挿絵 (全ての図表等)、音声  
教科書紙面のPDF表示、文字のみのリフロー表示が可能

対応している  
教科書

高等学校用教科書 (全教科)

読み上げ  
音声

合成音声

その他の  
機能

- iPadにより利用可能。
- 教科書紙面のPDFを表示する画面と、UDフォントでのリフロー表示機能がある。
- 特定のページへのジャンプ、書き込みやマーカーの使用、しおり機能等がある。

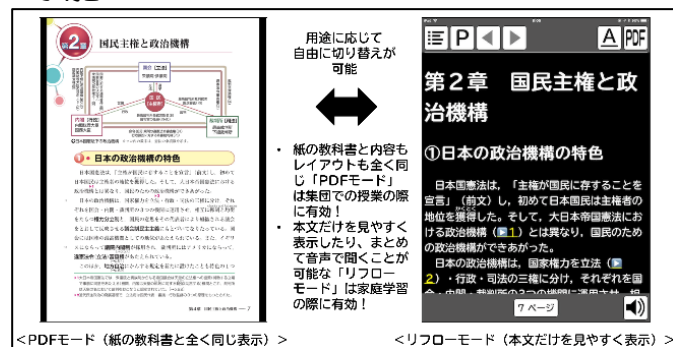
サンプル

機能等について、ホームページにて説明しています。

<https://psylab.hc.keio.ac.jp/DLP/>

その他の  
情報

高等学校用教科書について、文部科学省初等中等教育局教科書課の委託事業により提供しています。別途、小学校用及び中学校用の教科書についても製作・提供を行っています。





○ 学校の授業における利用や、家庭での予習・復習における利用が可能。

(例)

- 一斉授業において

国語の音読の時間に、イヤホンを使用して音声教材の読み上げ音声を聞く。

ルビふり機能や分かち書き機能等を使用して、児童生徒にとって読みやすい表示にする。

- 通級指導や家庭学習において

授業の予習として、読み上げ機能により、教科書の内容を音声で聞いて把握する。

ハイライト表示やルビふり機能等により文章を確認しながら、音読の練習をする。

⇒ 「読むこと」にかかる負荷を軽減し、内容の理解に注力することができる。

# 音声教材の活用事例

令和4年度「音声教材普及推進会議」での事例発表

## ○ 新潟県上越市教育委員会

上越市における通級指導教室でのデイジー教科書の活用事例

## ○ 京都府総合教育センター

学級経営を含めた音声教材の活用

～GIGAスクール構想前の平成29年度から継続して取り組んでいる実践事例から～

平成30年度、令和元年度「音声教材普及推進会議」でも、活用事例の紹介をしていただいています。

## ほか、寄せられた活用事例

読み書き障害の児童が通級指導教室で使用。一人一台端末に音声教材をダウンロードした。文章の読み上げ音声を聞いてから学習に取り組むと、学習内容の理解を深めるのに有効だった。

学習障害で逐次読みになってしまう児童がおり、読むだけで力を使い果たしてしまい、内容の学習が困難になっている。音声教材で速度を落とした音声に沿って読むことで、音読の練習になるとともに、内容の理解にもつながっている。

通常学級での授業において、合理的配慮としてイヤホンを用いて音声教材を使用している。

読みの困難に加えて吃音がある場合でも、音声に合わせるという意識で読むと吃音が出にくく、児童が自信をもって読めることが多い。

音声教材の使用をきっかけに、通常のインターネットサイトの読み上げ機能なども活用し始めた児童がおり、好ましい変化だと感じた。

# 音声教材の提供を受けるには

- 音声教材の提供を受けるためには、音声教材を製作する団体に直接、利用申請を行ってください。
- 利用申請は、各団体で随時受け付けています。
- 各団体のホームページに申請方法等について案内が掲載されていますので、確認してください。
- 音声教材の申請から提供までに要する期間等については、各団体により製作状況や提供状況が異なりますので、各団体にお問い合わせください。

音声教材はそれぞれ機能・特徴が異なります。それぞれの児童生徒の困難の状況に合った教材を選択してください。

# 音声教材の申請方法

申請に必要な情報は下記のとおりです。下記内容について、音声教材製作団体へ申請してください。

(申請に必要な情報)

- ◆ 提供を希望する教科書の種類
- ◆ 申請者(教育委員会・学校関係者・保護者等)の情報・連絡先等
- ◆ 使用者(児童生徒)の情報(学年・在籍学級・音声教材の利用状況)

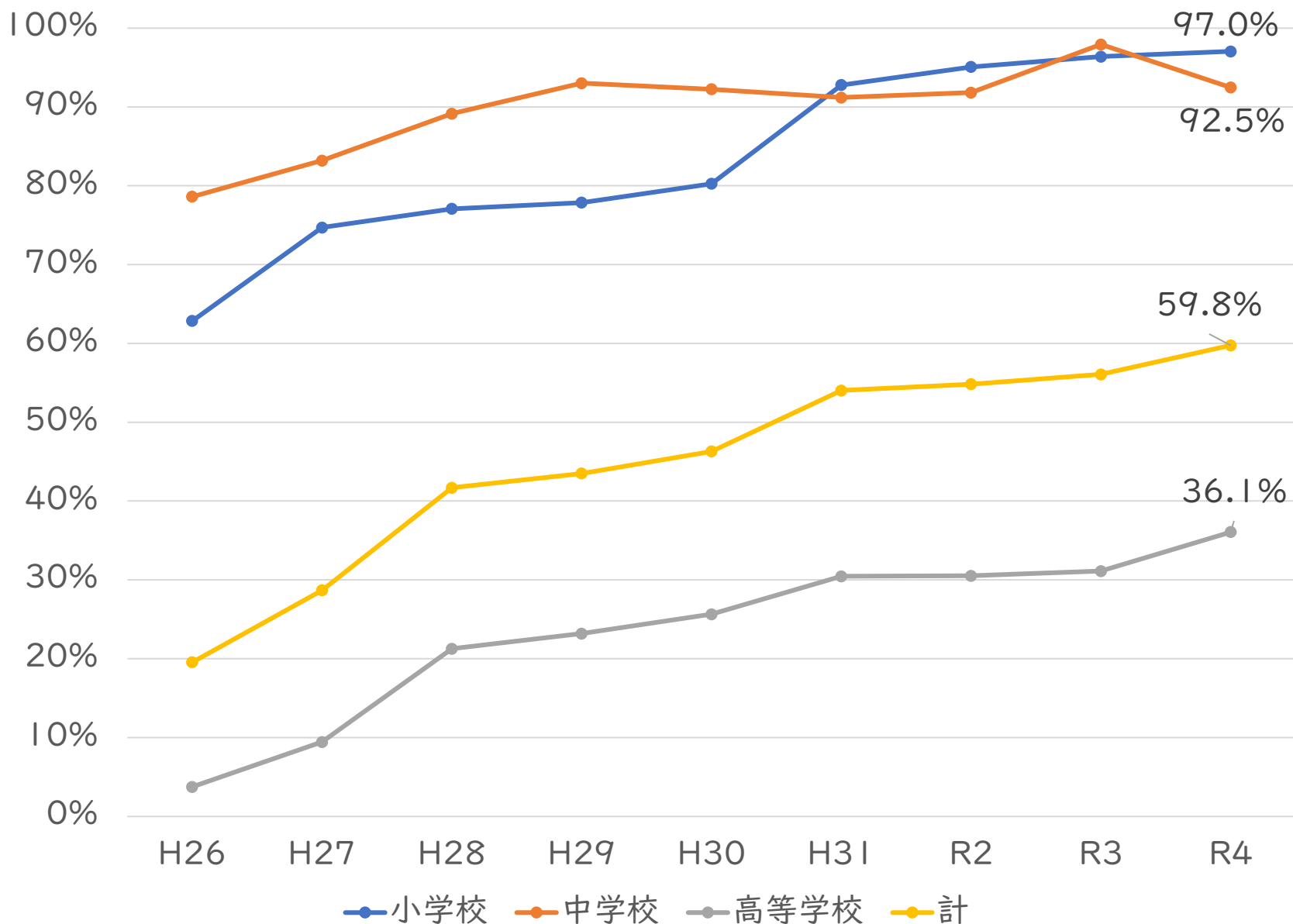
## ◆ 使用者（児童生徒）の読みの困難さについての情報

※チェックリスト方式で、専門知識のある方（特別支援教育コーディネーターや担任等）により確認。該当する困難の状況があれば音声教材の提供が可能。

- 読み誤りがある（不正確な読みをする）
- 逐次読みになってしまう（文字を一つ一つ拾って読んでしまう）
- 勝手読みをしてしまう（字を飛ばしたり足したりして、間違った読み方をしてしまう）
- 特殊音節（きゃ・ぎゃ等）を読むのが苦手
- ひらがな・カタカナを読むことが苦手
- 漢字を読むことが苦手
- 単語の切れ目が分かりづらい
- 小さな文字を読むことが苦手
- 読むことに時間がかかる
- 文章を集中して読むことが苦手
- 文章の内容を理解することが苦手
- 文章を読むと、他の人より疲れてしまう
- ページめくり、抑え等、紙の教科書で必要な動作が苦手
- 視力が低い（差し支えなければ矯正視力を記入：右〔 〕、左〔 〕、両眼〔 〕）
- 視野が狭い・視野の一部が見えにくい
- まぶしく感じる
- 薄暗くなると見えにくい
- 色の区別が難しい
- 目が揺れてしまっって見えにくい
- その他（ ）

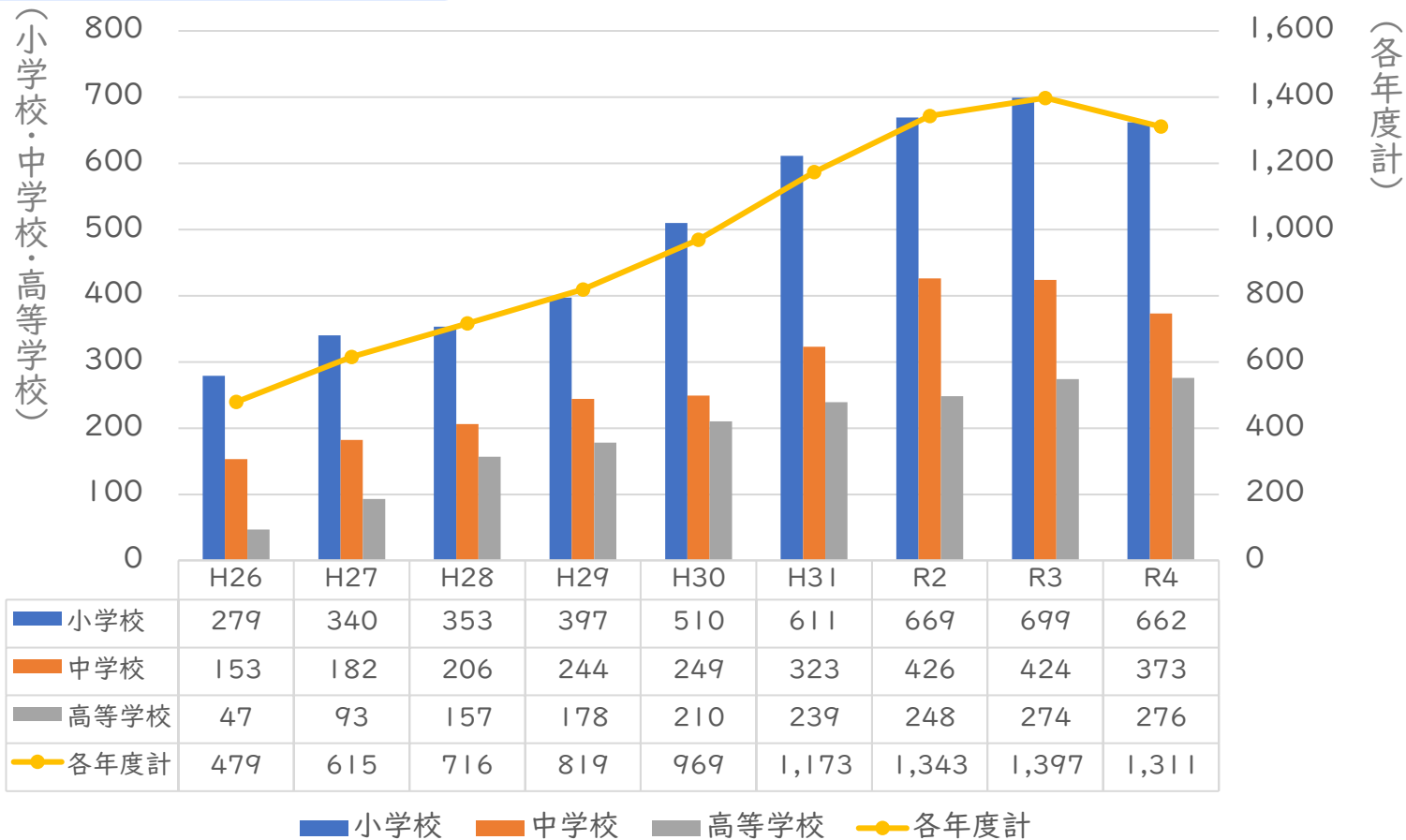
※このほか、障害についての診断等がある場合は、その情報についても差し支えない範囲で記入。

# 音声教材の発行割合 推移



# 音声教材の発行点数 推移

※文部科学省委託事業の受託団体による発行点数の合計



# 音声教材の提供人数 推移

※文部科学省委託事業の受託団体による提供人数の合計

(人)	H30	H31	R2	R3	R4
小学校	9,949	11,208	13,799	14,318	18,143
中学校	2,006	2,165	2,579	2,754	2,877
高等学校	75	119	132	139	100
合計	12,030	13,492	16,510	17,211	21,120

# 音声教材需要数調査について

## ○音声教材の需要数について毎年度全国調査を実施

- ◆目的：音声教材を必要とする児童生徒に安定的に教材を供給するため、これらの教材を必要とする児童生徒の数及び教材の需要数を把握。
- ◆調査対象：国公立の小・中学校、特別支援学校等
- ◆音声教材を使用する場合は、各団体に直接申請を行う必要がある

課題：地域により数値にばらつき



音声教材の認知度向上  
音声教材を必要とする児童生徒の適切な把握・教材の提供  
が必要



# 令和5年度使用教科書に係る音声教材需要数調査結果

○都道府県別必要児童生徒数・需要数(小・中学校 合計)

県名	必要児童生徒数	需要数
北海道	162	850
青森県	16	132
岩手県	511	4,003
宮城県	115	658
秋田県	46	277
山形県	44	268
福島県	170	1,532
茨城県	542	3,185
栃木県	291	1,332
群馬県	155	1,354
埼玉県	687	6,647
千葉県	328	2,157
東京都	330	3,022
神奈川県	1,233	7,084
新潟県	824	3,806
富山県	244	2,128

県名	必要児童生徒数	需要数
石川県	168	1,145
福井県	661	1,806
山梨県	203	1,160
長野県	2,062	12,174
岐阜県	505	1,957
静岡県	643	9,381
愛知県	564	4,390
三重県	140	705
滋賀県	160	925
京都府	429	2,752
大阪府	2,637	11,777
兵庫県	613	2,468
奈良県	402	2,975
和歌山県	210	759
鳥取県	42	134
島根県	382	2,602

県名	必要児童生徒数	需要数
岡山県	106	685
広島県	501	2,811
山口県	262	598
徳島県	44	322
香川県	19	76
愛媛県	33	177
高知県	29	319
福岡県	722	4,304
佐賀県	238	1,173
長崎県	180	1,199
熊本県	594	2,650
大分県	115	644
宮崎県	59	323
鹿児島県	432	1,937
沖縄県	384	2,464
計	19,237	115,227

○学級種別等別必要児童生徒数・需要数

種別	必要児童生徒数	需要数
通常学級	7,376	46,515
特別支援学級	11,664	67,049
特別支援学校	197	1,663
計	19,237	115,227

※令和4年10月(10月末日提出期限)。

※必要児童生徒数とは、障害により音声教材を必要とする又は必要と見込まれる児童生徒として学校等が判断した者の数。

## 音声教材のサンプルの公開について

音声教材を製作・提供する団体のホームページ等において、サンプルを公開しています（本資料P9～14参照）。

## 音声教材のサンプル集

文部科学省では音声教材のサンプル集を作成し、全国の都道府県・市町村教育委員会や教科書センターへ配布しています。

- ・小学校用サンプル 平成27年3月配布（各教科書センター）
- ・中学校用サンプル 平成29年1月配布（各都道府県・市町村教育委員会）

### ○サンプル集はどこで視聴できますか？

全国の市町村教育委員会や教科書センターに配布されています。最寄りの教育委員会にお問い合わせください。

### ○サンプル集はどのような内容ですか？

製作当時、文科省の委託により製作していた「マルチメディアダイジー教科書」「AccessReading」「BEAM」をお試しで視聴することができます。

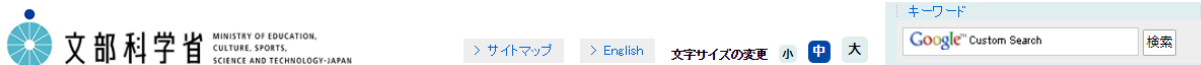
### ○サンプル集は誰が視聴・利用できますか？

発達障害等により読み書きが困難な児童生徒やその保護者、学校関係者 など

# 音声教材に関する情報

## 文部科学省HP

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm)



会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 教科書 > 教科用特定図書等(拡大教科書、点字教科書、音声教材) > 音声教材

### 音声教材

#### 音声教材とは？

発達障害等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材です。パソコンやタブレット等の端末を活用し、教科書の内容を音声で読み上げる等の機能があります。

■ [音声教材の概要 \(PDF:789KB\)](#)

「音声教材の効率的な製作方法等に関する調査研究」受託団体のホームページ

文部科学省では音声教材の製作についての委託調査研究を実施しており、令和5年度には六つの団体が音声教材を製作し、必要な児童生徒に対して原則として無償で提供しています。

- [日本障害者リハビリテーション協会「マルチメディアデジー教科書」\(日本障害者リハビリテーション協会ホームページにリンク\)](#)
- [東京大学先端科学技術研究センター「Access Reading」\(東京大学先端科学技術研究センターホームページにリンク\)](#)
- [NPO法人エッジ「音声教材BEAMI」\(NPO法人エッジホームページにリンク\)](#)
- [茨城大学「ペンでタッチすると読める音声付教科書」\(茨城大学ホームページにリンク\)](#)
- [広島大学「文字・画像付き音声教材」\(広島大学ホームページにリンク\)](#)
- [愛媛大学教育学部「愛媛大学UNLOCK」\(愛媛大学ホームページにリンク\)](#)

#### 音声教材普及推進会議

- ・ 音声教材の概要
- ・ 各団体のURLリンク
- ・ 音声教材普及推進会議の配布資料等
- ・ 音声教材に関するQ&Aなどを掲載しています。

本日の資料も掲載します。  
ご活用ください。

# 音声教材についてよくある質問

## Q. 音声教材を使用するのに「診断書」等は必要ですか？

A. 音声教材の申請に「診断書」等は必要ありません。障害による「読みに関する困難」があることについて、チェックリスト方式で申請していただきます。（本資料19～20ページ参照）

※学校の特別支援教育コーディネーターや担任、医師などに児童生徒の読みに関する困難の状況を確認の上、記入してもらってください。

診断書があることも読みの困難さを確認するひとつの判断材料にはなりますが、必ずしも必要ではありません。

## Q. 音声教材の申請を行うことができるのは誰ですか？

A. 教育委員会の方、学校長・担任等学校関係者、保護者等の方が申請できます。音声教材を学校で使用する場合は、まずは学校・教育委員会からの申請ができないか、学校へご相談ください。難しい場合や家庭でのみ使用する場合は保護者が申請することも可能です。

音声教材のデータには著作物が含まれ、無断で第三者に提供することや目的外の利用はできませんので、データの管理に責任を持てる方が申請を行ってください。

## Q. 音声教材の申請を行う際、文部科学省や教育委員会への申請は必要ですか？

A. 音声教材の提供申請は、音声教材を製作する団体に直接、利用申請を行ってください。

文部科学省への申請や報告は必要ありません。(需要数調査を行っている際には、ご協力をお願いします。)

教育委員会への申請・報告については、教育委員会による一括申請を行っている場合もあり、自治体によるかと思いますので、適宜ご確認ください。

## Q. 拡大教科書を使用しているも、音声教材を使用することができますか？

### 年度・学年の途中から使用することはできますか？

A. 拡大教科書は「教科書」として使用するもの、音声教材は「教材」として教科書に加えて使用するものです。

拡大教科書と音声教材、検定教科書と音声教材など、組み合わせて使用することができます。

※検定教科書と拡大教科書については、義務教育段階で無償給与の対象となるのは一方のみです(拡大教科書の無償給与を受けた場合、検定教科書は無償給与されません)。

また、音声教材は年度途中から使用することも可能です。

## Q. 日本語指導が必要な外国人児童生徒等が、音声教材を使用することはできますか？

A. 現在、日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、「障害のある児童生徒」ではないため、音声教材を使用することはできません。

外国人児童生徒等が教科書の使用に当たって抱えている困難を軽減するため、音声教材等を活用することが有効であるか等について、「外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議」において検討し、令和2年3月に報告書が取りまとめられました。

### 「外国人児童生徒等における教科用図書の使用上の困難の軽減に関する検討会議」報告書（概要）

- 音声教材を活用して、外国人児童生徒等の学びを充実させるために、関係団体の理解を得た上で、制度を見直すこと。
- インターネットを利用した送信を行う場合、著作権者の利益が不当に害されることのないよう、対象となる児童生徒以外へのデータ流出防止のための対策を取ることが重要。
- 製作団体の負担に配慮しつつ、より多くの児童生徒が利用できるような運用を検討すること。

制度が改正される場合には、文部科学省からお知らせします。

**Q. 例えば小学校5年生の児童が、小学校3年生の教科書の音声教材を使用することは可能ですか？**

A. 学校の授業で使用している教科書の音声教材が提供可能です。  
当該児童の状況に応じて、下学年の教科書を使用する教育課程となっている場合には、その下学年の教科書の音声教材を使用することができます。

**Q. 読みに関する困難のない児童生徒にも音声教材を使用させることはできますか？**

A. 音声教材は、障害により教科書を読むことに困難がある児童生徒のために製作・提供している教材です。  
障害のない児童生徒が、学習効果を高める等のために使用することはできません。

**このほかにも、文部科学省ホームページにQ&Aを掲載しています。  
必要に応じてご覧ください。**

# 児童生徒のニーズに合った方法を!

